

第 87 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 5 月 28 日（木）10:00～10:56

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、
中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令等について
- (2) 諮問第 79 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (3) 統計委員会専門委員の発令等について
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

(1) 統計委員会委員の発令等について

西村委員長から、資料1に基づき統計委員会委員の発令及び資料2に基づき基本計画部会に属すべき委員の指名についての報告があった。

(2) 諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」

事務局及び経済産業省から資料4に基づき説明が行われ、産業統計部会に付託されることとなった。

(3) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4に基づき統計委員会専門委員の発令及び資料5に基づき部会に属すべき委員及び専門委員の指名についての報告があった。

(4) 部会の審議状況について

廣松サービス統計・企業統計部会長から、資料6に基づきサービス統計・企業統計部会における経済センサス - 活動調査の変更に関する審議状況について報告された。また、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議で策定された「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」についてのガイドラインについて事務局から説明があった。

主な発言は以下のとおり。

- ・労働者区分の見直しに関して、労働関係の統計であれば第3レベルまで細かくみるが、事業所・企業系の統計では第2レベルまでで、それより細かいことはあえてしないという理解でよいか。それとも全体的に長期的には統合して収れんさせるのか。

→今後も引き続き報告者の記入負担や認知度等も踏まえ、可能な限り、より細かく、更に客観的な区分という方向を目指す。今回のガイドラインはその改革の第一歩と位置付けている。

- ・消費税の集計方法の見直しについて、構造統計から進め、いずれ動態統計にも展開していくということだが、鉱工業指数やQEの推計にも使われる非常に重要な統計なので、早めに進めていただきたい。もう1点、労働者区分の見直しに関して、家計・世帯を対象とする統計についても将来的に検討するのか。

→本来、我々は主に事業所・企業を対象とする統計について各省で検討している。ただし、利便性の高い結果提供のため、世帯系統計との整合性を確保していく。特に結果公表に当たっては、認識が共通化できるところは共通化し、それぞれが対応することも必要。27年度以降の検討に当たっては、世帯系統計の方にも議論に参加していただき、認識の共有や当ガイドラインの推進を図りたい。

(まとめ)

調査票の審議では、単にガイドラインに合わせるのではなく、統計作成者の立場から、一番望ましいのは何かという審議をお願いしたい。ガイドラインそのものは法施行状況に関する審議でもう一度議論して、必要ならば色々な要望を出す形にしたい。部会では、ガイドラインそのものを議論するわけではないが、その精神と統計作成者の立場との問題を突き合わせながら審議していただきたい。

(5) その他

次回統計委員会は、6月25日(木)の10時から中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>